

報第3号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第13号

専 決 処 分 書

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 3 1 日）
（条 例 第 2 7 号）

富士市税条例（昭和 6 1 年富士市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項第 7 号の規定に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 4 6 条第 3 項中「においては」を「には」に改める。

第 8 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項第 3 号の規定に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 8 2 条第 4 項中「においては」を「には」に改める。

第 1 4 2 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項第 2 号の規定に該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

附則第 9 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 9 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 9 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 1 条、第 2 3 条から第 2 4 条の 2 まで、附則第 7 条第 2 項、附則第 9 条第 1 項、附則第 9 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 1 1 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 3 条の 2 第 2 項、第 4 3 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 2 3 条の 2 第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 4 3 条の 5 第 1 項中「課した」とあるのは「附則第 9 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第 9 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第9条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第33条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第32条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第32条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第32条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第

1 期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においてはしないものとし、第 3 期納期においてはその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においてはしないものとし、第 4 期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 4 3 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第 9 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 4 3 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 9 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 4 3 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。

以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第43条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収

対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第４３条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第９条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

3 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人

の市民税の額から第43条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第43条の5第2項の規定により読み替えられた第43条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第43条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第9条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第43条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第9条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第7条第2項、附則第9条第1項、附則第9条の3の2第1項、附則第9条の4及び附則第11条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第10条第2項中「前条」を「附則第9条の4」に改め、同条第3項中「第24条の2第1項」の次に「、附則第9条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第24条の2第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「附則第10条第2項」の次に「と、附則第9条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第10条第2項及び」と、前条中「附則第9条の4及び」とあるのは「附則第9条の4、次条第2項及び」」を加える。

附則第12条の2第13項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、第20項を削り、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項を同条第21項とし、同条第23項を同条第22項とする。

附則第12条の3第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関す

る法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１４条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１４条の２の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条第１項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第２１条第１項」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１５条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１７条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第１７条の２中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各

年度分」に改める。

附則第 17 条の 3 中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改める。

附則第 17 条の 4 中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 17 条の 5 中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 18 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第 19 条中「、第 33 項」を削り、「第 35 項」を「第 34 項」に改める。

附則第 20 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条第 1 項」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条第 1 項」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 21 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 26 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 26 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 27 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 27 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 28 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 28 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 3 の 2 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 3 の 2 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 3 の 3 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 3 の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 3 の 3 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 3 の 3 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 3 の 4 第 2 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 3 の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 3 1 条の 3 の 4 第 5 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 9 条の 5 及び附則第 9 条の 8 の規定の適用については、附則第 9 条の 5 第 1 項及び附則第 9 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 3 1 条の 3 の 4 第 3 項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報第4号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第14号

専 決 処 分 書

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（令和 6 年 3 月 3 1 日）
（条 例 第 2 8 号）

富士市国民健康保険税条例（昭和 4 2 年富士市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項第 2 号中「2 9 万円」を「2 9 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 3 万 5, 0 0 0 円」を「5 4 万 5, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の富士市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報第5号

専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度富士市水道事業会計補正予算(第1号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第16号

専 決 処 分 書

次の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年4月10日

富士市長 小長井 義 正

記

令和6年度富士市水道事業会計補正予算（第1号）

専決理由

日本水道協会静岡県支部からの依頼により、能登半島地震被災地の応急復旧に係る派遣を緊急に行うこととなったため、補正予算措置を行うものである。

令和6年度 富士市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 令和6年度富士市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度富士市水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 水 道 事 業 費 用	3,615,000千円	18,400千円	3,633,400千円
第1項 営 業 費 用	3,478,411千円	18,400千円	3,496,811千円

令和6年4月10日専決

富士市長 小長井 義 正

令和6年度 富士市水道事業

収益的収入

支出

款	項	目	既決予定額
1 水道事業費用			3,615,000
	1 営業費用		3,478,411
		5 総係費	214,178

会計補正予算実施計画

及び支出

(単位 千円)

補正予定額	計	備考
18,400	3,633,400	
18,400	3,496,811	
18,400	232,578	応急復旧に係る委託料等の追加

令和6年度 富士市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

1 当年度純利益	459,080,945
2 減価償却費	
(1) 有形固定資産減価償却費	1,258,983,000
(2) 無形固定資産減価償却費	1,268,000
3 固定資産除却費	37,289,000
4 引当金の増加額又は減少額(△)	
(1) 賞与引当金の増加額又は減少額(△)	833,000
(2) 貸倒引当金の増加額又は減少額(△)	△ 980,000
5 長期前受金戻入益(△)	△ 178,956,000
6 受取利息及び配当金(△)	△ 1,512,000
7 支払利息及び企業債取扱諸費	107,985,000
8 固定資産売却益(△)及び固定資産売却損	0
9 未収金(営業未収金・営業外未収金)の増加額(△)又は減少額	△ 21,346,364
10 たな卸資産(貯蔵品)の増加額(△)又は減少額	△ 2,988,910
11 前払金の増加額(△)又は減少額	0
12 未払金(営業未払金・営業外未払金)の増加額又は減少額(△)	6,581,190
13 預り金の増加額又は減少額(△)	0
14 預り下水道使用料の増加額又は減少額(△)	0
小計	1,666,236,861
15 利息及び配当金の受取額	1,512,000
16 利息及び企業債取扱諸費の支払額(△)	△ 107,985,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,559,763,861

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

1 固定資産の取得による資本的支出	
(1) 有形固定資産の取得による支出(△)	△ 3,055,786,287
(2) 無形固定資産の取得による支出(△)	△ 10,800,000
(3) 投資その他の資産の取得による支出(△)	△ 100,000,000
2 出資金の受入(一般会計出資金)	0
3 補助金及び負担金等の資本的収入	
(1) 補助金	20,000,000
(2) 負担金	185,447,800
(3) その他資本的収入	0
4 固定資産の売却による収入	
(1) 固定資産売却益	1,000
(2) 固定資産売却代金	1,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,961,136,487

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

1 企業債の発行	1,500,000,000
2 企業債の償還(△)	△ 583,521,000
3 一時借入金の借入	0
4 一時借入金の返済(△)	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	916,479,000

IV 資金増加額(又は減少額) △ 484,893,626

V 資金期首残高 2,235,040,249

VI 資金期末残高 1,750,146,623

(注) 予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法で作成している。

令和6年度 富士市水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

イ 土 地	1,650,519,612	
ロ 建 物	902,004,531	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 356,734,042</u>	545,270,489
ハ 構 築 物	52,816,056,679	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 23,203,836,333</u>	29,612,220,346
ニ 機 械 及 び 装 置	8,537,209,716	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 6,036,634,557</u>	2,500,575,159
ホ 量 水 器	388,762,962	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 190,395,339</u>	198,367,623
ヘ 車 両 運 搬 具	41,712,663	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 36,198,592</u>	5,514,071
ト 工 具、器 具 及 び 備 品	72,082,734	
減 価 償 却 累 計 額	<u>△ 64,431,835</u>	7,650,899
チ 建 設 仮 勘 定	<u>108,957,001</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計		34,629,075,200

(2) 無 形 固 定 資 産

イ 電 話 加 入 権	50,300	
ロ ソ フ ト ウ ェ ア	<u>12,484,164</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計		12,534,464

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

イ 投 資 有 価 証 券	<u>200,000,000</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計		<u>200,000,000</u>
固 定 資 産 合 計		34,841,609,664

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金

イ 預 金	<u>1,750,146,623</u>	1,750,146,623
-------	----------------------	---------------

(2) 未 収 金

イ 営 業 未 収 金	134,280,577	
ロ 営 業 外 未 収 金	66,984,000	
ハ そ の 他 未 収 金	<u>94,705,600</u>	295,970,177
貸 倒 引 当 金	<u>△ 4,126,000</u>	291,844,177

(3) 貯 蔵 品

イ 貯 蔵 量 水 器	<u>11,363,030</u>	11,363,030
-------------	-------------------	------------

(4) 前 払 金

	<u>1,000,000</u>	
流 動 資 産 合 計		<u>2,054,353,830</u>
資 産 合 計		<u><u>36,895,963,494</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>9,628,984,816</u>	<u>9,628,984,816</u>	
固 定 負 債 合 計			9,628,984,816

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>603,028,517</u>	603,028,517	
-----------------------	--------------------	-------------	--

(2) 未 払 金

イ 営 業 未 払 金	210,107,330		
ロ そ の 他 未 払 金	<u>1,040,948,340</u>	1,251,055,670	

(3) 引 当 金

イ 賞 与 引 当 金	<u>32,939,000</u>	32,939,000	
-------------	-------------------	------------	--

(4) 預 り 金

		15,450,000	
--	--	------------	--

(5) 預 り 下 水 道 使 用 料

		<u>30,000,000</u>	
--	--	-------------------	--

流 動 負 債 合 計

			1,932,473,187
--	--	--	---------------

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額	2,744,714,371		
ロ 県 補 助 金	265,876,164		
ハ 一 般 会 計 補 助 金	21,057,000		
ニ 工 事 負 担 金	5,040,316,897		
ホ その他長期前受金	<u>1,083,696,315</u>		

長 期 前 受 金 合 計

		9,155,660,747	
--	--	---------------	--

(2) 長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額

イ 受 贈 財 産 評 価 額 収 益 化 累 計 額	△ 1,197,237,013		
ロ 県 補 助 金 収 益 化 累 計 額	△ 153,225,498		
ハ 一 般 会 計 補 助 金 収 益 化 累 計 額	△ 13,969,100		
ニ 工 事 負 担 金 収 益 化 累 計 額	△ 2,090,048,295		
ホ その他長期前受金収益化累計額	<u>△ 663,646,376</u>		

長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額 合 計

		△ 4,118,126,282	
--	--	-----------------	--

繰 延 収 益 合 計

			5,037,534,465
--	--	--	---------------

負 債 合 計

			<u>16,598,992,468</u>
--	--	--	-----------------------

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

イ 繰 入 資 本 金	309,900,000		
ロ 組 入 資 本 金	<u>18,840,264,001</u>	<u>19,150,164,001</u>	

資 本 金 合 計

			19,150,164,001
--	--	--	----------------

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受 贈 財 産 評 価 額	338,064,134		
ロ その他資本剰余金	<u>43,221,853</u>		

資 本 剰 余 金 合 計

		381,285,987	
--	--	-------------	--

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>765,521,038</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>765,521,038</u>	

剰 余 金 合 計

			1,146,807,025
--	--	--	---------------

資 本 合 計

			<u>20,296,971,026</u>
--	--	--	-----------------------

負 債 資 本 合 計

			<u><u>36,895,963,494</u></u>
--	--	--	------------------------------

重要な会計方針及び財務諸表注記

I 重要な会計方針に係る事項

1 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券(満期保有目的の債券)の評価基準及び評価方法
償却原価法を採用している。
- (2) たな卸資産(貯蔵品)の評価基準及び評価方法
先入先出法による原価法を採用している。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 減価償却の方法

量水器を除く有形固定資産は、定額法により、量水器は、取替法による。なお、償却の開始時期は、固定資産を取得又は編入した年度の翌年度からとしている。

② 主な耐用年数

目	節	耐用年数
土 地	施 設 用 地	償却しない
建 物	事 務 所 用 建 物 (金 属 造)	38年
	施設用建物(鉄筋鉄骨コンクリート造)	38年
構 築 物	取 水 設 備	40年
	導 水 設 備	50年
	浄 水 設 備	60年
	配 水 設 備	60年
	配 水 管	40年
	配 水 管 附 属 設 備	30年
機 械 及 び 装 置	電 気 設 備	20年
	内 燃 設 備	15年
	ポン プ 設 備	15年
	滅 菌 設 備	10年
	計 装 設 備	10年
	通 信 設 備	9年
量 水 器	量 水 器	8年
車 両 運 搬 具	小 型 貨 物	5年
	軽 貨 物	4年
工 具 、 器 具 及 び 備 品	主 に 金 属 製 の も の	10年
	試 験 又 は 測 定 機 器	5年

(2) 無形固定資産

① 減価償却の方法

定額法による。なお、償却の開始時期は、固定資産を取得又は編入した年度の翌年度からとしている。

② 主な耐用年数

目	節	耐用年数
電 話 加 入 権	—	償却しない
ソ フ ト ウ ェ ア	—	5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当は、「企業会計部署の勤務歴のある退職者の退職手当の支出会計区分の取扱い」に基づき、一般会計がその全部を負担することになっているため、退職給付引当金は計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担（令和6年12月から令和7年3月まで）に属する額を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 消費税及び地方消費税の会計処理

決算報告書は税込処理方式によっており、財務諸表は税抜処理方式によっている。なお、控除対象外消費税及び地方消費税額は、当該事業年度の費用として処理している。

II 予定貸借対照表等関連

1 引当金の取崩し

(1) 賞与引当金

令和6年度において、職員の期末手当、勤勉手当、期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費として 94,958,000円を支給するため、賞与引当金 32,106,000円を取り崩すこととしている。

(2) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金 5,106,000円を取り崩すこととしている。

III セグメント情報の開示

報告セグメントが1つであるため、記載を省略している。

令和6年度 富士市水道事業

収益的収入

支出

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用		3,615,000	18,400	3,633,400
1 営業費用		3,478,411	18,400	3,496,811
	5 総 係 費	214,178	18,400	232,578

会計補正予算参考調書

及び支出

(単位 千円)

節	金 額	備 考
13 委 託 料	15,000	応急復旧に係る作業員派遣委託料の追加
14 手 数 料	3,400	応急復旧に係る重機輸送手数料の追加

報第6号

専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度富士市一般会計補正予算(第2号))

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第17号

専 決 処 分 書

次の事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和6年4月11日

富士市長 小長井 義 正

記

令和6年度富士市一般会計補正予算（第2号）

専決理由

令和6年4月10日の静岡県知事退職の申出に伴う県知事選挙を執行するため、補正予算措置を行うものである。

令和6年度富士市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度富士市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,636,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月11日専決

富士市長 小長井 義 正

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 県支出金		7,269,443	58,500	7,327,943
	3 県委託金	473,216	58,500	531,716
歳 入 合 計		104,578,000	58,500	104,636,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	11,111,376	62,000	11,173,376
	4 選挙費	44,707	62,000	106,707
14	予備費	91,000	△3,500	87,500
	1 予備費	91,000	△3,500	87,500
歳 出 合 計		104,578,000	58,500	104,636,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	46,460,600		46,460,600
2 地方譲与税	678,000		678,000
3 利子割交付金	16,000		16,000
4 配当割交付金	200,000		200,000
5 株式等譲渡所得割交付金	250,000		250,000
6 法人事業税交付金	650,000		650,000
7 地方消費税交付金	6,200,000		6,200,000
8 ゴルフ場利用税交付金	67,000		67,000
9 環境性能割交付金	90,000		90,000
10 地方特例交付金	1,502,000		1,502,000
11 地方交付税	100,000		100,000
12 交通安全対策特別交付金	40,000		40,000
13 分担金及び負担金	923,407		923,407
14 使用料及び手数料	1,345,606		1,345,606
15 国庫支出金	19,260,873		19,260,873
16 県支出金	7,269,443	58,500	7,327,943
17 財産収入	286,054		286,054
18 寄附金	3,506,306		3,506,306
19 繰入金	849,080		849,080
20 繰越金	1,000,000		1,000,000
21 諸収入	3,207,031		3,207,031
22 市債	10,676,600		10,676,600
歳入合計	104,578,000	58,500	104,636,500

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	千円 481,596	千円	千円 481,596
2 総務費	11,111,376	62,000	11,173,376
3 民生費	38,403,107		38,403,107
4 衛生費	9,518,662		9,518,662
5 労働費	272,120		272,120
6 農林水産業費	978,051		978,051
7 商工費	3,393,221		3,393,221
8 土木費	12,237,243		12,237,243
9 消防費	3,781,176		3,781,176
10 教育費	17,016,181		17,016,181
11 災害復旧費	52,000		52,000
12 公債費	7,242,167		7,242,167
13 諸支出金	100		100
14 予備費	91,000	△3,500	87,500
歳 出 合 計	104,578,000	58,500	104,636,500

[illegible]

2 歳 入

1 6 款 県支出金 58,500千円

3 項 県委託金 58,500千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費委託金	443,634	58,500	502,134
計	473,216	58,500	531,716

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
5 選挙費委託金	58,500	県知事選挙委託金 58,500

3 歳 出

2 款 総務費 62,000千円

4 項 選挙費 62,000千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 静岡県知事 選挙費	千円 0	千円 62,000	千円 62,000	千円 58,500	千円	千円	千円 3,500

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	千円 6,295	001 給与費 千円 29,915
3 職員手当等	23,566	001 開票管理者、開票及び投票立会人 3,506 開票管理者 1人、開票立会人 10人 投票立会人 292人（4人×73投票所）
時間外勤務手 当	23,566	期日前投票立会人 80人 002 時間外勤務手当 23,566
7 報償費	1,186	投票事務従事者 473人 開票事務従事者 354人
8 旅費	85	003 パートタイム会計年度任用職員 2,843
費用弁償	59	002 投・開票事務経費 32,085
普通旅費	26	001 投・開票事務経費 32,085 ポスター掲示場設置・撤去
10 需用費	1,901	選挙公報の配布 投票所入場券作成・郵送
消耗品費	1,146	投・開票所設営
燃料費	4	期日前投票事務補助
食糧費	455	選挙啓発活動 ほか
印刷製本費	186	(選挙概要) 静岡県知事選挙
修繕料	110	今回執行日 令和6年5月26日 任 期 4年
11 役務費	11,497	
通信運搬費	7,394	
広告料	100	
手数料	4,003	
12 委託料	11,941	
13 使用料及び賃 借料	1,029	

2款 総務費 4項 選挙費

2 款 総務費 62,000千円

4項 選挙費	62,000千円
--------	----------

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	44,707	62,000	106,707	58,500	0	0	3,500

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 4,500	千円

1 4 款 予備費
1 項 予備費

△3, 500千円
△3, 500千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 91,000	千円 △3,500	千円 87,500	千円	千円	千円	千円 △3,500
計	91,000	△3,500	87,500	0	0	0	△3,500

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 千円)

区 分		職員数 人	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期末手当	その他手当	計			
補正後	市長等	5	0	46,512	20,931	6,144	73,587	11,440	85,027	
	議 員	32	203,607	0	91,622	0	295,229	58,507	353,736	
	その他	3,306	181,655	0	0	0	181,655	0	181,655	
	計	3,343	385,262	46,512	112,553	6,144	550,471	69,947	620,418	
補正前	市長等	5	0	46,512	20,931	6,144	73,587	11,440	85,027	
	議 員	32	203,607	0	91,622	0	295,229	58,507	353,736	
	その他	2,919	178,149	0	0	0	178,149	0	178,149	
	計	2,956	381,756	46,512	112,553	6,144	546,965	69,947	616,912	
比 較	市長等	0	0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	387	3,506	0	0	0	3,506	0	3,506	
	計	387	3,506	0	0	0	3,506	0	3,506	

2 一 般 職

(1) 総 括

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,922	0	7,397,000	5,349,970	12,746,970	2,509,962	15,256,932	
補正前	1,922	0	7,397,000	5,326,404	12,723,404	2,509,962	15,233,366	
比 較	0	0	0	23,566	23,566	0	23,566	

職員手当等の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正後	103,379	194,260	232,606	87,625	204,330	42,112	625,362
	補正前	103,379	194,260	232,606	87,625	204,330	42,112	601,796
	比 較	0	0	0	0	0	0	23,566
	区 分	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	期末手当	勤勉手当	退職手当	児童手当
	補正後	136,110	34,700	5,800	1,696,465	1,364,914	479,058	137,746
	補正前	136,110	34,700	5,800	1,696,465	1,364,914	479,058	137,746
	比 較	0	0	0	0	0	0	0
	区 分	単身赴任手当	義務教育等教員特別手当	管 理 職 員特別勤務手当				
	補正後	864	4,639	0				
	補正前	864	4,639	0				
	比 較	0	0	0				

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職員数 人	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	717	2,303,267	51,480	452,676	2,807,423	469,677	3,277,100	
補正前	717	2,300,478	51,480	452,676	2,804,634	469,677	3,274,311	
比 較	0	2,789	0	0	2,789	0	2,789	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細 (会計年度任用職員以外の職員)

(単位 千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
職員手当等	23,566	その他の増加分	時間外勤務手当の増	